

【諮問（個人）第174号】

29川情個第38号  
平成30年2月9日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 三浦大介

保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について（答申）

平成29年5月26日付け29川総人第292号にて諮問のありました保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分に係る審査請求について、次のとおり答申します。

【事務局】

川崎市総務企画局情報管理部

行政情報課情報公開担当

電話 044-200-2107

## 1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った審査請求人の保有個人情報開示請求に対する一部承諾処分の一部を取消し、本件開示請求に係る対象公文書のうち、別表2の「審査会の判断」欄に「開示」と表示した部分を開示すべきである。

## 2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 「障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）」第16条に規定される障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る通報を審査請求人（以下「請求人」という。）から受け、平成〇年〇月に、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）が当該障害福祉サービス事業者に対し実地指導を行った。
- (2) 請求人は、平成28年11月25日付けで、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第26条第1項の規定により、実施機関に対して、「請求者の相談に係る、①〇〇実地指導の記録、②川崎市障害者虐待防止対策事業実施要綱様式1号（添付資料含む）」の保有個人情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (3) 実施機関は、本件請求に対し、対象公文書を別表1のとおり特定し、記載内容の一部を開示することにより実地指導の事務の適正な執行に支障が生じるおそれがあることなどから、平成29年2月6日付けで、一部承諾処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (4) 請求人は、平成29年2月16日付けで、本件処分の一部取消しを求めて審査請求を行った（当審査会諮問（個人）第174号事件）。

## 3 請求人の主張要旨

平成29年2月16日付け審査請求書、同年10月13日付けの口頭意見陳述によれば、請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、第17条第6号の不開示部分の開示を求める。

また、第17条第6号該当部分の中で、「〇〇のご案内」の中の、第17条第6号部分については争わない。また、第17条第3号と第4号の該当箇所については争わない。

(2) 審査請求の理由

ア 事業者は指定管理を受けている施設であり、川崎市のかわりに施設運営をしているため開示にあたいする。

イ 第17条第4号で法人の利益ばかりを言っているが、自分の娘についての虐待の案件であり、川崎市民として行政に関する全てを知りたい。一般企業ではなく、川崎市の行政につながっている。

ウ 第17条第6号の不開示部分について、虐待の案件を実地指導にすること自体に疑問を感じる。不開示部分は今後の娘の支援に必要な部分である。提出したはずの医師の診断書もなくなっていて、報復被害を相談したことも記載がなかった。後日、診断書は探したら出てきたとのことだが、相談内容対応記録になく、隠ぺいされたのではないかと不信感があるため、さらなる情報開示を求める。

エ 不開示部分が多いと、川崎市と市民の間に不信感が生まれやすく、責任の所在が不透明になることにつながる。運営施設、事業所利益より、通所している娘の利益が優先されるべきであるため、開示部分を増やしてほしい。

オ 施設と川崎市の関係性が崩れるから見せられないというのは、川崎市に言うとは開示されるから施設が発言をしないということで、虐待事案としては対応が甘い。

カ 請求人の成人の子が知的障がい有し、自分では諸手続きができないため、請求人がその子に代わり、その子についての保有個人情報の開示を求めるものである。

4 実施機関の主張要旨

平成29年3月31日付け弁明書及び同年8月4日実施の口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 処分理由について

ア 別表1「開示請求に対し一部承諾をした文書」の区分欄にAと記

載した部分は、実地指導の具体的な内容、虐待通報への対応内容、またそれらに係る事務の手法等が記載されており、これらを開示することにより実地指導事務に係る手法や重点項目、虐待行為の疑いに対する検討事項などが明らかになり、今後同様の事案において事業者に対する実地指導等を行う際、違法もしくは不当な行為の発見が困難となり、円滑な調査や虐待通報への対応が妨げられるなど、適正な実地指導等の事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第17条第6号により不開示とした。

イ 別表1「開示請求に対し一部承諾をした文書」の区分欄にBと記載した部分は、実地指導において事業者から聞き取った内容や事業者におけるクレーム対応方法や人事管理に係る手法などの内部情報、また、他の関係者や関係機関等から聞き取った内容が含まれている。実施機関における実地指導業務においては、関係機関等とのやり取りが必要不可欠な業務であり、本件対象公文書の不開示部分を開示することにより関係機関等との信頼関係に影響を及ぼし、今後協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第17条第6号により不開示とした。

なお、当該部分を開示すると、本件の指定管理者のみならず、他事業者への指導にも影響がでて、関係機関から行政への不信感がつのり、率直な事実関係を話してくれなくなるという懸念がある。

## 5 審査会の判断

(1) 本件は、知的障害を有する成人の子について、その母親である請求人が、その子に代わり、子の保有個人情報の開示を求めた事案である。

請求人によると、その子について成年後見人選任の手続は取られてはいないところ、その子自身は、知的障害により、開示請求や審査請求手続を行うことができる能力は有しないとのことである。

そうであれば本来、開示請求をなしうる当事者適格や代理人請求として条例上認められる場合に該当するか検討の上で開示に関する手続や本件審査請求手続が進められるべきであったはずだが、実施機関は、こういった点について特段の検討なしに、請求人に対し、子の個

人情報の一部開示を行っており、また、請求人から本件審査請求手続を受け付けて、手続が進展してきた経緯がある。

このような経緯にあること、請求人はその子と同居する実母であって、その子が未成年であったときから現在も変わることなく、その子の生活全般にわたる支援のキーパーソンとなっていて、請求人とその子の利益が相反することを示す事情は一切見当たらないこと、また、法定代理人による手続を厳格に求めれば、成年後見人が選任されていない知的障害者が情報公開を求める門戸を閉ざす帰結になりかねないこと等の本件特有の諸般の事情に鑑み、本件においては、この点について問題とはせずに、以下その子の個人情報の開示の可否を検討するものとする。ただし、後述（10）のとおり、子に知的障害があるとしても請求人と子は別人格であることから、一定の配慮を要するものと解する。

- (2) 実施機関は、本件対象公文書のうち、「実地指導に係る改善報告書について(供覧)」及び「〇〇に対する実地指導の結果通知について(伺い)」の各一部について、条例第17条第6号に該当するとして開示を拒否しているところ、これらは、実施機関の行う障害福祉サービス事業者への実地指導の具体的内容を示すものである一方、請求人が、平成〇年当時調査を求めていた虐待の疑いのある案件やその調査とは無関係の指導事項に関する記載である。

これらが開示されることにより、実地指導事務に係る手法や重点項目、検討事項等が明らかになり、指導を受ける者らが、指摘を免れるために、実地指導の傾向を分析したうえで形だけの対策に走る事態も想定され、そうなると、今後同様の事業者に対する実地指導を行う際に、違法若しくは不当行為の発見が困難になるなど、適正な実地指導等の事務の遂行に支障が生じるおそれがあることは、実施機関の主張するところと考える。

したがって、これら2文書の別表2の「審査会の判断欄」に「不開示 ア」と記載した部分を不開示とした処分は、妥当である。

- (3) 実施機関は、本件対象公文書のうち、「平成〇年〇月〇日(〇)〇〇職員に対する聞き取り調査記録」、「平成〇年〇月〇日(〇)対応記録」

及び「平成〇年〇月〇日(〇)実地指導記録」の各一部について、関係機関（すなわち、本件で言えば、〇〇〔以下「本件施設」という。〕）等との信頼関係への影響を懸念し、今後協力が得られなくなるなど適正な事務の遂行に支障があるとして、条例第17条第6号に該当することを理由に開示を拒否している。

しかしながら、本件施設は、その運営主体たる〇〇が本市から指定管理者としての指定を受け管理されている施設である。指定管理者は、地方自治法第244条の2第3項に基づき、地方公共団体の長から指定を受けることで、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供する「公の施設」（同法第244条第1項）を管理する。指定管理者は公の施設の管理運営に当たり、同法第244条第2項及び第3項の平等利用権を管理運営上確保しなければならず、かつ、指定管理者は、公の施設の使用許可処分ないし不許可処分といった権力行政を行う立場にある。すなわち、地方公共団体と指定管理者は、通常の行政事務における委託・受託の契約関係にあるのではなく、指定という行政処分をもって、地方公共団体の長から指定管理者へ管理権限の委任が行われ、それによって指定管理者は、当該長が行うべき公の施設の管理を行うのである。それゆえに、指定管理者は、通常の業務委託者とは立場が異なるのであって、法律により、地方公共団体の長は、指定管理者に対し管理に関する報告を求め、必要な指示をすることができることとされ、当該指定管理者が指示に従わないときは指定を取消することができるなどと定められている（同法第244条の2第10項及び第11項）。

この点、本市と当該指定管理者との間の「川崎市〇〇の管理に関する基本協定書」（以下「協定書」という。）においても、第40条第1項第3号に、指定管理者は、「事故・苦情・要望対応の状況に関すること」について、セルフモニタリングを行うこととされており、同条第3項に、「本市は」「指定管理者が行う業務のモニタリング及び評価を実施するものとする。当該モニタリング及び評価を行うに当たり、本市は、管理の状況について実地に検査し、また、指定管理者に必要な書類の提出を求めることができる。」と規定され、同第41条第3項

にも、「本市は、必要があると認めるときは、事業報告書等の内容又はそれに関連する事項について、指定管理者に対して報告又は口頭による説明を求めることができるものとする。」と規定されているなど、指定管理者が負う、事業報告等本市が指示する事項についての報告義務が具体化されている。さらに、地方自治法第244条の2第11項にも定められているとおり、協定書第59条第1項第2号においては、虚偽報告や報告の拒否は、指定管理の指定の取消し事由であるとされている。以上から、指定管理者が本市の求めに応じて調査・報告をなすことは、信頼関係に基づく任意の協力によるものではなく、義務に基づくものであるという外ない。

これらを総合して考えるに、指定管理者と本市との信頼関係への影響による調査事務への支障はなく、条例第17条第6号に該当する支障は認められないから、同号該当を理由とした不開示処分は妥当とは言えない。

したがって、当該対象公文書中の同号該当性を理由として不開示とされた部分については、不開示理由はなく、これらは開示されるべきである。

- (4) 実施機関は、本件対象公文書のうち、本件施設作成にかかる「〇〇報告書」の一部について、条例第17条第6号に該当するとして不開示とした。しかしながら、本件施設は、その運営主体たる〇〇が本市から指定管理者としての指定を受け管理されている施設であり、本市が本件施設から任意の調査への協力を得られなくなる支障が想定できないことは前記(3)に述べたとおりである。

また、本件不開示部分中には、本件請求人による虐待通報後の対応に関する事由を記載した部分が多々あり、これは、前記(2)に述べた実地指導の一般的手法が伺える記載とは性質を異にするものである。

この点、実施機関は、虐待通報への対応や検討事項の手法についても、開示されて明らかになると事務への支障があると主張するが、個別具体的な虐待事実の存在の疑いが通報され、調査が求められて調査が行われた場合において、その手法が明らかになったことで、その後

の適正な虐待調査に及ぶ支障を、実施機関は具体的に説明していない。むしろ、個別具体的な特定の虐待事実の存否に関する認定については、どのような調査が行われ、どのような根拠に基づいて事実認定が行われたのかということは、その調査・認定手法の適正性や客観的合理性が検証されるべきと言えこそすれ、その手法を不開示としなければならない合理的な理由は見出せない。その点で、個別具体的な虐待事実の疑いについての調査・対応の記録の不開示情報該当性に関する判断は、前記（２）に述べた実地指導一般の検討事項や指導手法の不開示情報該当性における判断とは異なるという外なく、同文書中の同号（適正な実地指導等の事務の遂行に支障が生じるおそれ）該当を理由とする不開示処分は妥当ではない。

ただし、請求人の子につき、本件施設を退所したのち、現在に至るまで、本市内で本市の福祉事業を活用して支援を受け続けている状況があるところ、同文書中で実施機関が不開示としたうちの別表２「審査会の判断」欄に「不開示 イ」と記載した部分については、現在の支援に係る記載の存在が認められ、これを開示すれば、本市と請求人らとの間や本市と（指定管理者ではない）支援関係者らとの間の信頼関係を毀損して、現在進行中である請求人の子に関する福祉支援事業の遂行を円滑に行えなくなる支障が懸念される。

また、別表２「審査会の判断」欄に「不開示 ウ」と記載した部分は、第三者のプライバシー情報であり、同条第３号に該当する。

したがって、別表２「審査会の判断」欄に「不開示 イ」及び「不開示 ウ」と記載した部分については、不開示処分が維持されるべきであるが、同文書中のその他の同条第６号該当を理由として不開示とされ、請求人が開示を求める部分については、開示されるべきである。

- （５）実施機関は、本件対象公文書のうち、平成〇年〇月〇日付「〇〇報告書」（本件対象公文書には、同一名の文書が２通存するが、２頁で構成されるもの）の一部について、条例第１７条第６号に該当するとして不開示とした。しかしながら、不開示とされたうち別表２「審査会の判断」欄に「開示」と記載した部分については、前記（３）に述べたのと同様の理由で、同号該当性を認めることはできない。

他方、同表同欄に「不開示 イ」と記載した部分については、前記（４）第４段に述べたのと同様の理由で、同号に該当すると考えられる。

したがって、同文書中同表同欄に「開示」とされた部分は開示されるべきであるが、その余は不開示処分が維持されるべきである。

- （６）実施機関は、本件対象公文書のうち、「川崎市〇〇記録」の一部について、条例第１７条第６号に該当するとして不開示とした。しかしながら、同部分について、前記（３）に述べたのと同様の理由で、同号該当性を認めることはできない。

したがって、同文書中不開示とされた部分は、開示されるべきである。

- （７）実施機関は、本件対象公文書のうち、「川崎市〇〇記録」の一部について、実地指導業務に係る事務の手法が記載されていて、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第１７条第６号に該当するとして不開示とした。

しかし、同文書は、実地指導について作成された文書ではなく、同不開示部分に、実地指導業務に係る事務の手法に関する記載も見当たらないから、同号該当性を認めることはできない。

したがって、同文書中不開示とされた部分は、開示されるべきである。

- （８）実施機関は、本件対象公文書のうち、「平成〇年〇月〇日（〇）虐待疑いケースに関する聞き取り実施記録」の一部について、実地指導業務に係る事務の手法が記載されていて、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため条例第１７条第６号に該当するとして不開示とした。しかしながら、同文書は、実地指導について作成された文書でもなく、同不開示部分に、実地指導業務に係る事務の手法に関する記載も見当たらないから、同号該当性を認めることはできない。

しかし、同不開示部分は、現在の支援に係る記載であり、これを開示すれば、本市と請求人らとの間や本市と支援関係者らとの間の信頼関係を毀損して、現在進行中である請求人の子に関する福祉支援事業の遂行を円滑に行えなくなる支障が懸念されるため、その意味で、

同号に該当する。

したがって、同文書中の一部不開示処分は維持されるべきである。

- (9) 実施機関は、対象公文書のうち、「相談票」の一部について、実地指導業務に係る事務の手法が記載されていて、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるとして条例第17条第6号に該当するとして不開示とした。

しかしながら、同文書は、実地指導について作成された文書でもなく、同不開示部分に、実地指導業務に係る事務の手法に関する記載も見当たらないから、同号該当性を認めることはできない。

したがって、同文書中の不開示部分は開示されるべきである。

- (10) 実施機関は、対象公文書のうち、本件施設が作成した平成〇年〇月〇日付け「〇〇報告書」の一部について、条例第17条第6号に該当するとして不開示とした。

しかしながら、本件施設が作成した同文書を開示することによる今後の同様の調査への支障が想定されないことは前記(3)に述べたとおりであるし、また、特定の虐待の疑いについての事実認定の手法が不開示とされるべきではないことは前記(4)に述べたとおりである。そして、すでに請求人の子が本件施設で支援を受ける関係はなくなっており、請求人と本件施設との間の信頼関係の毀損により、現在遂行されるべき請求人の子の支援という事務事業への支障も具体的には想定できないので、その観点からも事務事業情報に該当するとは判断できない。

ただし、別表2の「審査会の判断」欄に「不開示 エ」と記載した部分については、これが「〇〇の内容」を、〇〇に多数記すものであり、当審査会としては、別途の考慮が必要であると思料する。すなわち、本件は、(1)で述べたとおり、請求人が、請求人の成人した子の個人情報の開示請求をなし、その子の情報が請求人に対して開示されている事案であり、当審査会はその当事者適格性について制限的に考えることをしないものの、請求人と子は、別の人格であることを考慮せずに、本人自身が請求する場合に比して一切の制限なしに事実上の代理人に対して、すべてを開示することは適切ではなく、子の人格を

尊重するために必要な範囲で、開示が制限されるべきものと解する。このことは、未成年者や成年被後見人について、法定代理人が手続を行うことができる」と定める条例第16条第2項の運用につき「法定代理人による開示の請求については、本人の権利利益を保護する観点から、特に本人が既に義務教育を修了しているなど一定年齢以上の意思能力のある未成年者の場合、請求内容によっては、本人から請求を行うよう法定代理人に要請し、又は、本人の意思を確認する等の慎重な運用を行うものとする」（「個人情報保護ハンドブック」（平成28年度改訂版49頁））とされていて、代理人とは別の意思や希望を本人が持ちうる可能性があることに留意して、本人の権利利益が保護されるように制度が運用されなければならないとされていることと、趣旨を共通にするものである。また、条例第17条第2号においても、法定代理人からの請求を受けた場合、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる場合は、不開示とすると定められていることとも、その趣旨を共通にするものである。

このような観点を踏まえて検討するに、母親である請求人と暮らす家庭とは別の場である本件施設において、〇〇については、子のプライバシーを尊重するために、請求人に対する開示は控えられべきものと判断する。

したがって、同文書中、別表2の「審査会の判断」欄に「不開示 エ」と記載した部分については、不開示処分が妥当であるが、その余の部分は、開示されるべきである。

(11) 実施機関は、本件対象公文書のうち、平成〇年〇月〇日付け「〇〇報告書」（本件対象公文書には、同一名の文書が2通存するが、1頁で構成されるもの）の一部について、条例第17条第6号に該当するとして不開示とした。

この部分については、現在の請求人の子に関する支援に関係する記載があり、前記(4)第4段に述べたのと同様の理由で、同号に該当すると考えられる。

したがって、この不開示処分は維持されるべきである。

(12) 実施機関は、本件対象公文書のうち、本件施設の職員名簿（平成

○年度・平成○年度)の各一部を条例第17条第6号に該当するとし  
て不開示とした。この部分は、この職員名簿を作成しているシステム  
に関する記載があり、ログインパスワードなどシステムへのログイン  
手法を示す記載であり、これが開示されることによって、部外者によ  
る不正ログインを誘発するなどの支障が具体的に想定されるから、こ  
れら文書について、同号該当としてなされた不開示処分は妥当である。

以上の理由により、前記1に記載の「審査会の結論」のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 飯 島 奈津子

委員 友 岡 史 仁

委員 中 島 美砂子

委員 三 浦 大 介

(別表1)「開示請求に対し一部承諾をした文書」

諮問(個人)第174号

対象文書	承諾することができない部分	理由	根拠条文	区分	ページ数
実地指導に係る改善報告書について(供覧)	通知書法人印影	開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すおそれがあるため。	第17条第4号	/	
	文書指摘事項1から3	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	3~4
〇〇に対する実地指導の結果通知について(伺い)	改善指摘事項1から3	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	8
	文書指摘事項1から3	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	9~10
平成〇年〇月〇日(〇)〇〇職員に対する聞き取り調査記録	(1枚目) 下から5行目	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	11
	(2枚目) 1行目から6行目、8行目、9行目、14行目から20行目、27行目から30行目	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	12
	(3枚目) 2行目	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	(3枚目) 11行目、12行目、17行目から21行目	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	13
平成〇年〇月〇日(〇)対応記録	2行目、4行目、5行目、7行目、10行目、11行目	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	13行目から17行目	法人の内部情報であり、開示することにより、当該法人の権利利益を害するおそれがあるため。	第17条第4号	/	
	18行目、19行目	業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	14
平成〇年〇月〇日(〇)実地指導記録	<確認事項> 4行目	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	<確認事項> 6行目、7行目	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	15
〇〇報告書	(1枚目裏面)〇/〇日の内容部分	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	(1枚目裏面、2枚目表面)〇/〇日の内容部分	虐待通告対応業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	17~18
	(2枚目裏面)〇/〇の内容 下から5行目	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	(3枚目表面)〇/〇の内容 下から9行目から最終行まで	虐待対応業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	20
	(3枚目裏面)〇〇の内容欄	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	(4枚目表面)〇〇への調査結果 上から3枠目、4枠目	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	(4枚目表面)〇〇への調査結果 上から3枠目	当該調査業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	22
	(4枚目裏面)下から5行目	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
〇〇報告書	(表面) 対応部分	クレーム対応業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	24
	(裏面) 対応部分	クレーム対応業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	25

対象文書	承諾することができない部分	理由	根拠条文	区分	ページ数
川崎市〇〇記録	(裏面)上から8行目から9行目	当該対応業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	27
〇〇のご案内	(表面)面接日程の連絡文	業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	/	
	(表面)面接日程の連絡文	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	(裏面)面接日程の連絡文	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
〇〇あて依頼文	あて名部分	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
川崎市〇〇記録	内容部分	就労支援に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	36
平成〇年〇月〇日(〇)虐待疑いケースに関する聞き取り実施記録	虐待疑いケースに関する聞き取り実施 内容 9行目	虐待対応業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	37
相談票	相談内容部分	虐待通告対応業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	38
〇〇報告書	6ページ、7ページ	支援業務の性質上、開示することにより関係者との信頼関係に影響を及ぼし、今後適正な支援業務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	46~47
	9ページ 〇〇の欄	本人以外の第三者である個人の氏名等の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	10ページ 企業面接・実習時の欄	本人以外の第三者である個人の氏名等の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	12ページ 「(1)第三者の証言から」の中の記載	本人以外の第三者である個人の氏名の記載は、特定の個人が識別できる情報のため。	第17条第3号	/	
	12ページ 「(4)」の記載、13ページ	虐待通告対応業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	52~53
〇〇報告書	対応部分	クレーム対応業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	B	54
平成〇年度 川崎市〇〇 職員名簿	氏名、職種欄を除く部分及び職員以外の氏名等	開示することにより本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。	第17条第3号	/	
	下段中央部囲み部分	人事管理に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	55
平成〇年度 川崎市〇〇 職員名簿	名簿部分	開示することにより本人等以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため。	第17条第3号	/	
	氏名、職種欄を除く部分及び職員以外の氏名等	人事管理に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	第17条第6号	A	56

## 別表2(開示・不開示の判断)

## 諮問(個人)第174号

番号	対象公文書	該当箇所	実施機関が主張する条例第17条中該当号数	実施機関が主張する理由	審査会の判断
1	実地指導に係る改善報告書について(供覧)	文書指摘事項1から3	6号	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	不開示 ア
2	〇〇に対する実地指導の結果通知について(伺い)	改善指摘事項1から3	6号		
3		文書指摘事項1から3	6号		
4	平成〇年〇月〇日(〇)〇〇職員に対する聞き取り調査記録	(1枚目) 下から5行目	6号	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示
5		(2枚目) 1行目から6行目、8行目、9行目、14行目から20行目、27行目から30行目	6号		
6		(3枚目) 11行目、12行目、17行目から21行目	6号		
7	平成〇年〇月〇日(〇)対応記録	18行目、19行目	6号		
8	平成〇年〇月〇日(〇)実地指導記録	<確認事項> 6行目、7行目	6号	開示	
9	〇〇報告書	(1枚目裏面、2枚目表面)〇/〇日の内容部分の①の部分、②の項目名の部分	6号	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	不開示 イ
10		(2枚目表面)〇/〇日の内容部分のうち、②の項目名の下3行	6号		
11		(3枚目表面)〇/〇の内容 下から9行目から最終行までのうち、個人名、肩書き以外の部分	6号		
12		(3枚目表面)〇/〇の内容 下から9行目の個人名、下から8行目の肩書、下から7行目の個人名、下から5行目の個人名、下から2行目の個人名	6号	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	不開示 ウ
13		(4枚目表面)〇〇への調査結果 上から3枠目の3~6行目	6号	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示

番号	対象公文書	該当箇所	実施機関が主張する条例第17条中該号数	実施機関が主張する理由	審査会の判断
14	〇〇報告書	(表面) 対応部分の上から7行目～9行目	6号	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示
15		(表面) 対応部分の上から14行目～16行目	6号		不開示 イ
16		(裏面) 対応部分	6号		不開示 イ
17	川崎市〇〇記録	(裏面) 上から8行目から9行目	6号	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示
18	川崎市〇〇記録	内容部分	6号	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示
19	平成〇年〇月〇日(〇) 虐待疑いケースに関する聞き取り実施記録	虐待疑いケースに関する聞き取り実施 内容 9行目	6号		不開示 イ
20	相談票	相談内容部分	6号		開示
21	〇〇報告書	6ページ	6号	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示
		7ページ2行目から20行目まで	6号		不開示 エ
		7ページ 上記以外の部分	6号		開示
22		12ページ 「(4)」の記載、13ページ	6号	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	開示
23	〇〇報告書	対応部分	6号	実地指導業務の性質上、開示することにより関係機関との信頼関係に影響を及ぼし、当該情報を開示することにより、今後関係機関の協力が得られなくなるなど、適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	不開示 イ
24	平成〇年度 川崎市〇〇職員名簿	下段中央部囲み部分	6号	実地指導業務に係る事務の手法が記載されており、開示することにより、今後の適正な事務の遂行に支障が生じるおそれがあるため。	不開示 ア
25	平成〇年度 川崎市〇〇職員名簿	氏名、職種欄を除く部分及び職員以外の氏名等	6号		